議案第７９号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を次のように改正する。

令和８年１１月２７日提出

安中市長　岩　井　　均

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１８年安中市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「１００分の２３０」を「１００分の２３５」に改める。

第２条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「１００分の２３５」を「１００分の２３２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「新条例」という。）第７条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

第２条　新条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。